⑻　プラスチック製容器包装の再商品化とは次をいいます。
①　白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から、減容顆（か）粒品またはインゴットを得ること。当該減容顆粒品またはインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
②　白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から、減容顆粒品またはインゴットを得ることなくペレットを得ること。当該ペレットは、トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
③　分別基準適合物から、ペレット等のプラスチック原料を得ること。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用されること。
④　分別基準適合物から、高炉で用いる還元剤を得ること。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用されること。
⑤　分別基準適合物から、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ること。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油ならびに水素および一酸化炭素を主成分とするガスの原料として利用されること。
⑥　分別基準適合物から、炭化水素油を得ること。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
⑦　分別基準適合物から、水素および一酸化炭素を主成分とするガスを得ること。当該ガスは、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
⑧　分別基準適合物から、固形燃料等の燃料を得ること。

注４）いずれも再商品化製品の利用先は再生処理した製品を国内で製品等に加工等する製造事業者（メーカー）に限ります。

４．再生処理事業者登録説明会の開催について

平成30年度も、登録申込受付期間中に再生処理事業者登録説明会を開催いたします。なお、プラスチック製容器包装については昨年度と異なり、申請を行う全ての事業者を対象にいたします。

再生処理事業者登録説明会の出席にあたっては、事前の申し込みが必要となりますので、下記「再生処理事業者登録説明会の参加申込方法」により申し込みください。申し込みを行わない場合、再生処理事業者登録説明会への出席は認められませんのでご注意ください。

⑴　再生処理事業者登録説明会対象者

平成31年度に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者

運搬事業者は、登録説明会参加の対象といたしませんので、12月に開催予定の入札説明会にご参加いただき、再生処理事業者とジョイントグループを形成して入札に参加してください。その他、再生処理装置メーカー、再商品化製品利用事業者、商社などはご参加できません。

⑵　再生処理事業者登録説明会の参加申込方法

再生処理事業者登録説明会への参加を申し込む場合、平成30年７月９日（月）までに、参加を希望する説明会名、事業者名、参加者氏名（１社原則１名まで）・役職、電話番号、住所等必要事項をオンライン上にて入力し、参加申込を行ってください。

⑶　再生処理事業者登録説明会開催日

①　ガラスびん
開催日時：平成30年７月12日（木）13：00～15：00
会　　場：浜松町東京會舘　世界貿易センタービル39階「チェリールーム」
〒105―6139 東京都港区浜松町２－４－１
ＴＥＬ：（03）3435―2611

②　ＰＥＴボトル
開催日時：平成30年７月10日（火）13：00～15：00
会　　場：霞山会館　霞ヶ関コモンゲート西館37階「霞山の間」
〒100―0013 東京都千代田区霞が関３－２－１
ＴＥＬ：（03）3581―0401

③　紙製容器包装
開催日時：平成30年７月13日（金）13：00～15：00
会　　場：浜松町東京會舘　世界貿易センタービル39階「オリオンルーム」
〒105―6139 東京都港区浜松町２－４－１
ＴＥＬ：（03）3435―2611

④　プラスチック製容器包装
開催日時：平成30年７月11日（水）13：00～15：00
会　　場：東海大学校友会館　霞ヶ関ビル35階「阿蘇の間」
〒100―6035 東京都千代田区霞ヶ関３－２－５
ＴＥＬ：（03）3581―0121

５．事業者登録の申込期限および申込方法

事業者登録の申込期限は、平成30年７月31日（火）です。事業者登録の申し込みは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ」上からのオンライン処理を行ったうえで、必要な書類を印刷して署名捺印を行い、当協会宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送していただくことで受付完了となります。（当日消印分まで有効とします。）

事業者登録申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用ください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90㎝以内で、かつ４kg以下）を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

６．登録審査の結果の公表について

登録を受けた再生処理事業者の一覧表については、平成30年11月下旬に当協会のホームページに掲載する予定です。また、平成31年度に向けた再商品化に関する入札の方法や日程等は、平成30年12月初旬に当協会のホームページによる公告を予定しています。

７．事業者登録申込書類の送付先およびお問い合わせ先

事業者登録申込書類の送付先は下記のとおりです。お問い合わせについては、各事業部宛に電話またはＦＡＸにてご連絡ください。（電話によるお問い合わせ受付時間は、９：30～17：30（土日祝日除く）です。）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（送付先の事業部名を明記してください。）
〒105―0001 東京都港区虎ノ門１丁目14番１号　郵政福祉琴平ビル２階
ガラスびん事業部　　電話：03―5532―8592、8695　ＦＡＸ：03―5532―8515
ＰＥＴボトル事業部　　電話：03―5532―8691、8578　ＦＡＸ：03―5532―8515
紙容器事業部　　電話：03―5532―8609、8588　ＦＡＸ：03―5532―8515
プラスチック容器事業部　電話：03―5532―8608、8598　ＦＡＸ：03―5532―8515
オンラインに関する専用のお問い合わせ窓口（日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター　電話：03―5610―6261）